

THAIFEX 2020

ジャパンパビリオン 出品案内書

■ ■ 申込締切 : 2019 年 12 月 12 日 (木) 12:00 必着 ■ ■

タイ・バンコクにて開催される「THAIFEX」は、タイ国内最大級の総合食品見本市であり、東南アジア地域を中心にタイ国外からの来場者も多いのが特徴の見本市です。ジェトロは引き続き本見本市にジャパンパビリオンを設置します。タイ市場、更にアジア市場全体への新規参入・販路拡大にご関心のある皆様、ぜひこの機会のご活用をご検討ください。



ジャパンパビリオンイメージ

ジャパンパビリオン 概要

会 期 : 2020 年 5 月 26 日 (火) ~ 5 月 30 日 (土)
主 催 者 : 日本貿易振興機構(ジェトロ)
参加ホール : Impact Hall 8 ※予定
対 象 者 : 日本産農水産物・食品の輸出に意欲的な企業・団体等
予定規模 : 68 小間 (612 m²)
※うち企業ブース 56 小間程度、1 小間 9 m²を予定。

有望商品

- ・水産物・水産加工品
- ・牛肉 (特に赤身、交雑牛、ホルスタイン雄、ホルモン)
- ・果物・果物加工品
- ・菓子類 (特に、現地小売価格 100THB 以下販売可能な商品)

※規制等により輸出可能でないものについては、ご出品頂けない場合がございますので、ご了承ください。

※本案内書内「参考情報：規制関連 (P.10)」もご参照ください。

※当該商品以外のご出品も可能です。

THAIFEX 2020 概要

正式名称 : THAIFEX ANUGA Asia 2020
会 期 : 2020 年 5 月 26 日 (火) ~ 5 月 30 日 (土)
※ 5 日目のみ一般開放日
会 場 : IMPACT Exhibition and Convention Center
(タイ・バンコク郊外の大型展示会場)
主 催 者 : ケルンメッセ株式会社
ウェブサイト : <https://www.thaifex-anuga.com/en/>
前 回 実 績 : 出品者数 : 2,745 社・団体 / 42 カ国・地域
*主催者発表 来場者数 : 67,136 人 / 134 カ国・地域
展示面積 : 107,000 m²

★出品に係る留意事項

- ・ **最終日 (5 月 30 日)** は一般消費者が来場可能な「**一般開放日(Public Day)**」となります (タイ国内で販売が許可された出品物に限りブースにて販売可能)。
- ・ 主催者規定により、出品物の販売可否によらず、**会期 5 日間 (10 時~18 時) の出品が必須**となります。
- ・ **輸送**につき、締切が早い場合、書類確認に時間を要する場合等があるため、余裕を持って各輸送会社へコンタクトされることをおすすめします。

※前回の輸送資料は **P.8** をご参照ください。

【参考】Post Show Report :

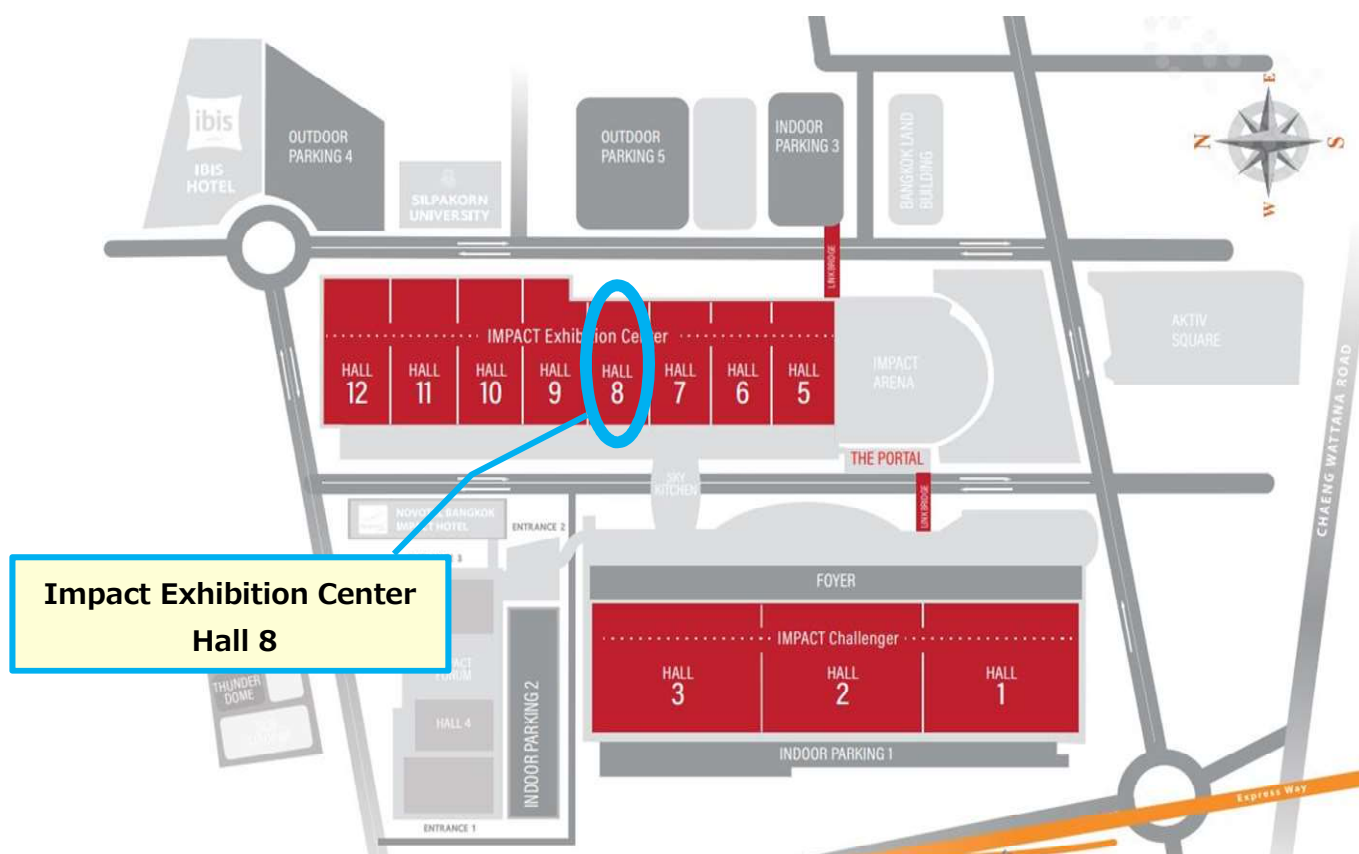
<https://www.jetro.go.jp/newsletter/afb/2019/THAIFEX/2020/2019report.pdf>

◆◆ジャパンパビリオンに出品する4つのメリット◆◆

1. 費用負担の軽減 ブース装飾費、広報費、出品料の一部等をジエトロが負担しますので、単独で出品し、同等の装飾および広報をする場合に比べて、費用を抑えることができます。	2. 出品手続きを安心サポート 出品申し込みやブース装飾など、見本市参加に伴う煩雑な手続きをジエトロがサポートしますので、海外見本市に出品される方の負担を軽減します。
3. 効率的な広報・バイヤー来場誘致 ジエトロの海外ネットワークによる来場誘致や、広報媒体、見本市会場内への広告設置等を通じ、来場者にジャパンパビリオンの認知度を高め、バイヤーの来場を促進します。	4. 輸出に関するアドバイス ビジネス経験豊富なジエトロのアドバイザーが、植物検疫手続きなど、輸出全般に関するアドバイスを提供します。

◆ジャパンパビリオン設置ホール◆◆

前回出展時と同ホール（Impact Hall 8）にジャパンパビリオンを設置予定です。



※ジエトロパビリオン内の小間位置は、会場全体の基本構成、出品内容によりジエトロにて決定いたします。

場合によっては同業者が隣接する可能性があります、あらかじめご了承ください。

【参考】ホールプラン : <https://www.thaifex-anuga.com/images/pdfs/Venue-Map.pdf>

【参考】会場へのアクセス : <https://www.thaifex-anuga.com/en/for-visitors/how-to-get-to-venue>

◆◆今後のスケジュール、お申し込み方法◆◆

本案内および別紙「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください。以下の手順でお申し込みください。

※地方自治体や業界団体等が複数の企業等を取りまとめて出品する場合、応募資料や留意事項が一部異なりますので、別添「代表および孫出品者向けご案内」および別紙「[お申し込みの流れ](#)」をご参照ください。



◆◆出品要件◆◆

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申してください。以下の条件を満たしていない場合は、お申し込んでも出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

- **現地で販売可能な日本産農水産物・食品、又は日本産原料を使用して海外で生産された農水産物・食品であること。**
- 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること（主目的がプロモーションや調査ではない）。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 当該事業の会期中、常駐する担当者が海外バイヤーと具体的な商談（数量・金額・納品方法・その他諸条件の提示等）を行い、その成果を報告可能であること。（商品紹介や代理店紹介に終始しない。）
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料（※企業情報、商品情報（価格表含む））を既に揃えており、ジェトロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェトロに提出することを同意していること。
- ジェトロが成果把握の為に開催中アンケート、フォローアップアンケート等へ協力することに同意していること。
- 出品案内書および「海外見本市出品要綱」の内容、条件に同意していること（代表出品者の場合は、その条件を満たしていること）。

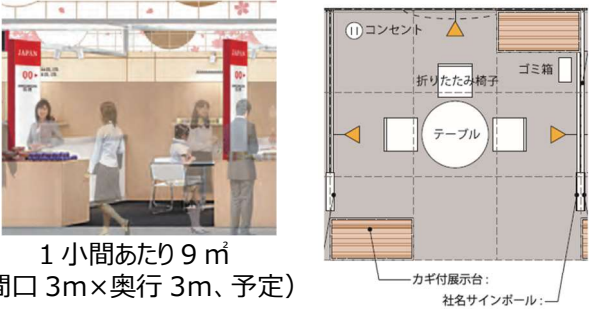
◆◆出品者の選考◆◆

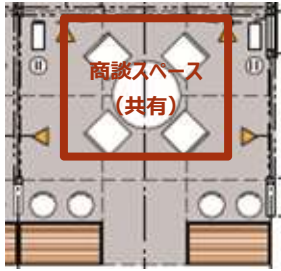
ご提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、以下の審査項目に則してジェトロにて出品者を選考します。
なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

- (1) 当該事業で定める有望商品に合致するか
- (2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 応募者の輸出に取り組む姿勢（戦略・目的・出品に向けた取組み）
- (5) 応募者の認証取得等
- (6) 応募者の商流
- (7) 前年度の参加事業における成約実績
- (8) 日本で登記している事業者か
- (9) 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出プロモーターによる支援対象企業か
- (10) 過去のルールへの遵守状況、自己都合によるキャンセル状況

◆◆ジャパンパビリオン募集スペースと出品料◆◆

・出品料の適用条件、ジェトロメンバーズ割引料金等については、p.5 をご参照ください。

募集枠	概要	出品料
通常枠 (1 小間単位での占有スペース有)	<1 小間のイメージ>  1 小間あたり 9 m² (間口 3m×奥行 3m、予定)	<中小企業料金> 260,000 円/小間 <全額負担料金> 520,000 円/小間

ニューチャレンジャー枠 (占有スペース無)	過去 5 年以内に海外輸出経験がなく（間接貿易含む）、新たに輸出に取り組まれる事業者様向けの出品枠です。	＜中小企業料金＞ 65,000 円/枠
	＜1 小間（2 枠）のイメージ＞   正面 A 社 B 社 ・原則、冷蔵・冷凍庫などの大型什器の追加・設置はできません。 ・背面の壁がない場合があります（視認性向上のため）。 ・商談用テーブルセット等、一部のサービス・備品は、他の出品者様と共有（2 枠で 1 セット程度）となります。	＜全額負担料金＞ 130,000 円/枠

※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。

※サービスの詳細については、後述の「ジャパンパビリオンが提供するサービス」を参照ください。

◆◆出品料の適用条件、ジェトロメンバーズ割引料金等◆◆

出品料は、中小企業を対象にスペース使用料の **1/2 以上** を受益者負担として設定しています。

(a)全額負担料金の適用対象

- 「中小企業・協同組合以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」
- 国費を財源とした他の補助金等を出品料へ充当する場合
例)「品目別等輸出促進対策事業（農林水産省）」、「ジャパブランド育成支援事業（経済産業省）」など
- 2017 年度からカウントして、ジェトロが主催した同一見本市への出品が 4 回以上の事業者は全額負担となります。ただし、ニューチャレンジャー枠での参加はカウントしません。出品回数は、出品形態に関わらず、出品物を持つ事業者である場合にカウントします。

＜中小企業の定義＞

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、**資本金基準・従業員基準のいずれかを満たす法人**を中小企業とします。中小企業料金にてお申し込みいただけるのは①同法に定める日本国内の中小企業*、②同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等に限ります。

ただし、上記の条件に該当する企業・業界団体等であっても**(a)に該当する場合は、スペース使用料の全額を負担いただきます**。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送行、その他の業種（下記以外）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業 (情報サービス業を含む)	5 千万円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下

*法人格のない個人事業者も含みます。

**「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

(b) ジェトロメンバーズ割引料金について

- (1) ジェトロメンバーズ(JM)は会員特別料金として 10%の割引をします（年会費相当額が年間割引上限となります）。出品と同時に会員にお申し込んだ場合は、会員割引を適用します。
【ジェトロメンバーズの詳細】：<https://www.jetro.go.jp/members/>
- (2) 割引は日本国内から会員として登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。

◆◆キャンセル規定◆◆

出品確定後、自己都合で出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェトロにお知らせ下さい。出品確定前に申込みを取消される場合は、メールまたは書面にてジェトロまでご連絡ください。キャンセル申請日より、下表の通りキャンセル料が発生します **（キャンセル受付日以降にキャンセル連絡をいただいた場合、出品料の返金はできませんのでご了承ください）**。

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2020 年 2 月 14 日（金）	なし
2020 年 2 月 15 日（土）以降または連絡なしの不参加	出品料の 100%

※キャンセル料にジェトロメンバーズ及び各種助成金等は適用できません。

※天災、伝染病、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェトロにて文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

※自己都合によるキャンセルは、出品者の選考にて一定期間減点されます。

◆◆ ジャパンパビリオンが提供するサービス ◆◆

通常枠	ニューチャレンジャー枠
①出品スペース ②統一デザインによる設営・装飾 （基礎設置備品/1 小間あたり（予定）） ・社名表示板（1）（※※） ・鍵付展示台（1） ・商談テーブルセット（テーブル1、椅子3） ・展示棚（1） ・電源（500W）（1） ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む） ③共通設備等維持管理（一定量の電気代及びその工事費含む） ④出品者バッジ（枚数に限りがあります） ⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成 ⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信 ⑦情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用方法等についての情報を提供します） ⑧輸出準備サポート（事前に開催するセミナー、個別相談会等にご参加ください）	①出品スペース（ <u>占有小間/スペースはありません</u> ） ②統一デザインによる設営・装飾 （基礎設置備品/1 枠あたり（予定）） ・社名表示板（1）（※※） ・鍵付展示台（1） ・スツール（2） ・電源（500W）（1） ・ゴミ箱（1）（ビニール袋含む） ③～⑧左記通常枠に同じ ⑨通訳兼アシスタント ※ニューチャレンジャー枠のうち希望者のみ ▼留意事項 ● <u>原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の什器を含む備品は設置できません。</u> 自社スペースに設置する必要がある場合や、商談用テーブルセットを占有使用したい場合は、「通常枠」にお申し込み下さい（通常枠との併願は不可）。 ● 本枠における「共同出品」は認めておりません。
※サービスの提供は、1 小間または 1 枠毎のものとなります。主催者の規程あるいは締切りの関係等により、上記の一部サービスを受けられない場合があります。ジェトロパビリオン内の小間位置は、会場全体の基本構成、出品内容によりジェトロにて決定いたしますが、場合によっては同業者が隣接する可能性があります。あらかじめご了解ください。 ※※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみとし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。	
ジェトロが提供するサービスに含まれないもの	
上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担いただきます。主なものは次のとおりです。 ①輸送に要する経費 ー 輸出梱包及び展示会場までの通関・輸送費 ー 見本市終了後、出品物の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送経費（※※※） ー 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料 ②共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が独自に必要とする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費 ③社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等） ④出品物の試食・試飲に係る費用（消耗品含む） ⑤出品者専属の通訳・アシスタント手配・費用（ただし、ニューチャレンジャー枠出品者を除く） ⑥出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料 ⑦海外旅行保険及び賠償責任保険 ⑧その他、前項「ジェトロが提供するサービス」に定める以外の経費	

※※※各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行っていただくことになります。ジェトロは、特定の輸送・通関業者を指定いたしません。出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、各出品者様にご自身の責任で手配願います。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワード及び日本での提携先等を後日例示します。また、見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いします。

<参考①> 農林水産物・食品輸出協力企業リスト

http://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/

<参考②> THAIFEX 2019 輸送要領

前回（2019）について、ジャパンパビリオン向けに主催者指定業者と提携している輸送会社にて作成いただいた「輸送要領」を例示します。今回（2020）について内容に変更がある場合もありますので、ご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/newsletter/afb/2019/THAIFEX/2020/yuso19_sanko.zip

*THAIFEX 2019 会場内の貨物ハンドリングは、主催者指定業者「Agility Co., Ltd.」「APT Showfreight (Thailand) Limited」のみ行うことができました。今回も同様となる見込みです。

*今回の輸送に係る詳細については、追って出品者の皆様にご案内させていただく予定です。

*スケジュール等はあくまで目安であり、詳細は輸送する出品物の種類や数量等を踏まえて個別に輸送業者と調整していただく必要がございます。なお、タイの食品関連の通関手続きはトラブルも多いため、輸送手段をご検討の際、余裕をもって各輸送会社へコンタクトされることを強くおすすめします。

◆◇お申し込みにあたっての留意事項、免責規程◇◆

<留意事項>

- (1) 本案内に記載されていない事項は、「海外見本市出品要綱」に準拠します。なお、本書と海外見本市出品要綱に矛盾がある場合には、本書の記載内容を優先します。
- (2) 本案内及び海外見本市出品要綱に定めのない事項に関しては、ジェトロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承ください。
- (3) 「出品申込書・承諾書」及び「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効にすると同時に、本見本市へのご出品をお断りします。
- (4) 出品申込をした企業及びその役員が違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、ジャパンパビリオンに出品することがジェトロの信用を毀損する恐れがある場合は、出品をお断りする場合があります。
- (5) 出品申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェトロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- (6) 複数小間（枠）の申し込みをいただいた場合、出品小間（枠）数を調整させていただく場合があります。
- (7) 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがありますので、ご注意ください。
- (8) 相応の理由なしに出品をキャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェトロが実施する事業の選定等において考慮される場合があります。
- (9) 会場全体の基本構成、出品位置は出品内容等によりジェトロにて決定いたします。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- (10) 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。

- (11) 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
- (12) 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りする場合がございます。
- (13) 日本からの食品・飲料の通関に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご留意願います。特に生鮮・冷蔵・冷凍品の出品を検討している場合にはご注意ください。
- (14) 見本市主催者の指定業者を装う者から出品者に対して、広告や宿泊手配等の勧誘が報告されています。詐欺的商法の可能性があるので十分注意願います。また、このような勧誘を受けた場合には、事務局にご報告願います。
- (15) 見本市参加期間の全日程を通じて商談に対応可能な担当者が、ブースにアテンドください。また、見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。**
- (16) 輸出経験のない企業等については、見本市参加期間中の商談を円滑に進める一助とするため、ジェトロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を、見本市へのご参加までに受講ください。
- (ジェトロ HP イベント情報 セミナー・講演会 <https://www.jetro.go.jp/events/seminar.html>)

<免責規程>

- (1) 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロの責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、ジェトロは参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害をジェトロが補填することは致しかねます。
- (2) 見本市会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、ジェトロは一切の責任を負いかねます。
- (3) ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や出品物の情報・写真等を公開する場合がございます。あらかじめご了承ください。

◆◇お問合せ先◆◇

【ジャパンパビリオンに関するお問い合わせ／申込書類郵送先】

日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課
THAIFEX 2020 ジャパンパビリオン事務局（担当：清島、松尾）
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階
(TEL) 03-3582-5546 (FAX) 03-3582-7378
(E-mail) afb-thaifex@jetro.go.jp

【輸出に関する規制関連のお問い合わせ】

農林水産物・食品輸出相談窓口
(TEL) 03-3582-5646 <受付時間> 平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）
最寄りのジェトロでもご相談を受け付けています。
(国内事務所一覧) <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※ご参考：ジェトロウェブサイト「日本からの輸出に関する制度（国・地域別に見る）」
<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country.html>

◆◆参考情報：規制関連◆◆

タイへの食品輸出については、以下のような輸入制度がございますので、ご一読ください。

※出品商品についてはJETROで事前審査し、輸出が困難と判断された場合は、一旦参加可のご連絡を差し上げた後であっても参加をご遠慮頂くことがございますので予めご了承ください。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う、タイの輸入規制については、平成25年3月1日に解除されました（ただし、野生動物肉（イノシシ、ヤマドリ、シカ）のみ放射性物質検査報告書や産地証明（原産地証明書）が必要）。

【よく話題になる規制】

加工食品	● <u>GMP(適正製造規範)認証</u> ・ 一定の食品を輸入する際は、GMP(適正製造規範)認証が必要。 ・ ISO 又は HACCP 認証も認められている。日本の保健所の発行する「営業許可証」で代替できる場合もある。 ● <u>PHO（部分水素添加油脂）使用禁止（トランス脂肪酸関連規制）</u> ・ PHOを使用している製品は、輸出不可。 ・ 使用していない場合も、油脂を使用した製品等については、PHOを使用していない旨の製造事業者のレターが必要。 ・ 日本では PHO は規制対象ではないため、新たな対応が必要。
青果物	● <u>生産園地、選果・梱包施設登録</u> ・ 一部の品目については、生産園地、選果・梱包施設について、都道府県庁を通じて、植物防疫所への登録が必要。 ・ 輸出時には、登録時に得る番号を付記したラベル等が必要。 ・ タイから検査官を招聘して日タイ植物検疫当局の合同輸出検査等が必要な品目もある（招聘費は要負担）。 ● <u>選果・梱包施設の衛生証明</u> ・ 選果・梱包施設はタイ政府の定める衛生基準をクリアすることが必要。 ・ 規格適合証明書(ISO22000、JFS、J-GAP等)か、行政機関（国、都道府県庁）の発行する衛生証明書が必要。

【詳細情報】

輸入制度	
日本からの農林水産物・食品輸出に関する制度調査	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/c83ea3d665f5441b.html
食品・添加物等の規格基準 ＜農林水産省＞	https://www.shokuhin-kikaku.info/all.html?country=THA
家畜衛生条件 ＜農林水産省＞	http://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/
輸出時の検疫条件	
検疫条件 輸出条件早見表 ＜植物防疫所＞	http://www.maff.go.jp/pps/j/search/ekuni/as/thailand/index.html http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html

品目別：現地輸入規制および手続きの留意点	
菓子	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/pastry.html
牛肉	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/beef.html
水産物	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/marineproducts.html
青果物	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/vegetables.html
アルコール飲料	https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/foods/exportguide/alcohol.html
その他：農林水産物・食品 (輸出に関する制度)	https://www.jetro.go.jp/exportguidetop/asia/th/foods/exportguide/
【参考】	
日本食品消費動向調査 (タイ)	https://www.jetro.go.jp/world/reports/2017/02/c89c34591b088681.html
農林水産物・食品国別マーケティング基礎情報 (タイ)	https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2019/marketing_basicinfo_Thai_bgk_1905.pdf
貿易投資相談 Q&A	https://www.jetro.go.jp/world/qa

- 日本における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生を受け、タイ向けの「家きん及び家きん肉」の輸出は禁止されています。（2019年11月現在）
- 日本酒含む酒類全般に広告規制、酒税、販売時間制限があります。また、輸入に際しては、1銘柄につき1輸入業者のみが輸入登録を行うことが可能となっています。

代表および孫出品者向けご案内

本ご案内は地方自治体や業界団体等（代表出品者）が複数の企業等（孫出品者）をとりまとめて出品する場合の留意事項等をまとめたものです。該当する場合は「出品案内書」および本紙の内容についてご確認のうえお申込ください。

◆◇お申込み条件◆◇

ご提出いただく「代表出品に係る同意書」の全ての内容に同意いただく必要があります。

◆◇出品料について◆◇

- (1) **メンバー構成比において中小企業料金の適用条件を満たす事業者が 2/3 以上の場合、出品料は中小企業料金が適用されます。**

なお、代表出品者自身が出品物を有する場合は構成メンバーとして 1 カウントとするが、代表出品者が出品物を有さない場合は、構成メンバーとしてカウントしません。（例えば、代表出品者が出品物を有する商社等の場合は構成メンバーの 1 事業者とするが、出品物を有さない自治体・業界団体等の場合は構成メンバーの数には入れない。）

- (2) 本出品形態については、孫出品者がジェトロメンバーズであっても割引料金は適用されません。

- (3) 出品料の請求書は、代表出品者宛に発行します。

◆◇申込枠毎の利用制限について◆◇

枠に応じて以下の通り利用者数に制限があります。

- ① 通常枠：1 小間に対して孫出品者は最大 2 社・団体まで。
- ② ニューチャレンジャー枠：1 枠に対して孫出品者は 1 社・団体まで。

◆◇お申し込みの流れと選考◆◇

別紙「ジャパンパビリオンお申し込みの流れ」の通り

ジャパンパビリオンお申し込みの流れ

